

社会福祉法人標茶町社会協議会平成29年度事業計画

—社会福祉・地域福祉と社協をめぐる状況—

近年の我が国では、社会保障制度の確立に向けて、年金・雇用、医療・介護などの社会福祉諸制度が組み合わさって社会福祉制度は構築され、インターネットや携帯電話の普及などが進む一方、少子・高齢社会の一層の進展や人口減少並びに核家族化等に伴い、ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみ世帯が増加し、家族内の見守りや介護機能の低下、地域連帯感の希薄化によるコミュニティの低迷化が叫ばれ、地域においては生活困窮、虐待、ひきこもり、孤立死や自殺など、地域からの孤立を起因とする様々な生活課題が深刻化しています。このように、社会環境の変化を背景として、私たちの暮らしや価値観も多様化し、地域住民相互の社会的つながりは希薄になりつつあります。

標茶町においては、多様な生活課題に対処するべく、家族や各自治会による地域コミュニティの助け合いによる取り組みが実施される地域も数多く行われるようになってきています。このような変化の中、行政による公的サービスや介護保険事業などの市場サービスにより補完されてきました。その結果、大きな枠組みである公的な福祉サービスだけでは、対応できない地域における生活課題も顕在化してきています。このような生活課題に対応するため、社会福祉施策も目まぐるしく転換している状況にあり、社会福祉事業を運営する法人にとっては、難しい選択を迫られている時代が続いています。

しかし、このような時代背景であるからこそ、社会福祉協議会の基本理念である「地域福祉の推進」に立ち返り、それぞれの地域の特性を活かした新しい福祉のまちづくりに挑戦しなければなりません。当社会福祉協議会においても、社会福祉法に規定された「地域福祉を推進する中核的な団体」として、中期的な指針である「第5期地域福祉実践計画」に基づき、住民が安心して地域で暮らすことのできる地域づくりの取り組みを推進します。

—業務を推進するための基本方針—

今年度より、福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、社会福祉法人制度について経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等の改革を進めると共に、介護人材の確保を推進するための措置などを講じる、社会福祉法等の一部を改正する法律が施行されました。

公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献するよう示され、本会のもつ総合力とネットワークを更に活かした基盤強化と事業展開を図ります。

1. 基盤強化

(1) 組織

正副会長を中心に、理事会・評議員会、各委員会による役職員一体となった運営を進め円滑な組織運営を行います。

(2) 財 政

社会福祉法人新会計基準への移行を終え充実を図ると共に、補助金・委託料の趣旨目標を踏まえた効果的・効率的な業務執行を行います。

2. 事業の展開

(1) 誰もが暮らしやすい地域づくりの推進

社会福祉協議会の基本理念である地域福祉の推進を基本とした、地域づくりの取り組みなど、継続した事業展開からの課題（ニーズ）の把握等を関係機関と共有し、地域住民に密着した事業の推進を図ります。

(2) 生活支援の充実・強化

現行の公的制度のみでは対応が困難な問題に対して、社会福祉協議会が行う事業や関係機関等と連携を図り、支援が必要な方に寄り添いながら社会的な孤立防止の基盤となる社協支援を強化します。

—総務部会—

1 重点課題

- (1) 組織・財政基盤の充実
- (2) 法令遵守
- (3) 社協の役割の明確化
- (4) 町民への活動理解

2 事業概要

事業項目	実施内容
1. 各部会の開催と理事会への反映	理事会に向けての検討を行う機関として、3つの部会を定期的で開催し、組織運営の総合的企画と推進・普及の強化に向け、検討や模索を行います。
2. 正副会長会議の随時開催 3. 理事会・評議員会の定期開催	定款の定めにより適宜開催し、法人運営の強化を図ります。
4. 会員入会の促進 5. 町内会講座等による社協PR 6. 収益事業に向けた情報収集とイベント収益の検討	会員入会の促進については、引き続き役員による加入促進を行うと共に、町内会講座等による社協PRも行い、社会福祉事業を実施するための活動財源基盤の確立に努めます。
事業項目	実施内容

7. 役職員の各種研修会の参加等 8. 職員全体会議の開催	役職員の各種研修会の参加を引き続き促進すると共に、社会福祉状況に沿った研修会開催を検討します。又、社協の経営方針等の統一目的意識確立のために、随時職員全体会議を開催し、地域福祉の推進役としての知識向上に努めます。
9. 広報の充実	社会福祉協議会の活動や標茶町の福祉状況について、広報誌やホームページを定期的に発行・更新し、広く町民への周知を図ります。
10. 第5期地域福祉実践計画及び事業計画の推進 11. 利用者意向調査の検討 12. 社会福祉研究大会及び社会福祉活動者研修交流会の開催 13. 地域における福祉活動の支援や協力	福祉の多様な問題に対して「第5期地域福祉実践計画」を基にした、分析、評価、次年度への反映及び地域における福祉課題や問題把握を行うと共に、「社会福祉研究大会」や「社会福祉活動者研修交流会」を通し、住民を主体とした「ともに支え合う、安心・安全・福祉のまちづくり」の実現を目指します。
14. 各地区部会や自治会への活動の支援 15. 小地域ネットワーク活動の支援等	各地区部会等が円滑に活動を行えるよう連携を密に活動支援を行うと共に、高齢者が地域で安心して暮らして行けるよう、小地域ネットワーク活動の推進と支援等を行います。
16. 顕彰事業の実施	金円の寄附等の、地域福祉の発展に貢献された個人や団体に対し、表彰状又は感謝状の贈呈を行います。
17. 社会福祉協議会史の編纂	歴史的な資料収集等、社協史の刊行準備に向けて引き続き取り組みを行います。
18. 苦情解決第三者委員の配置	苦情解決第三者委員により、利用者からの福祉サービスに対する苦情の受付を行い、円満な解決が図られるよう取り組みを行います。
19. 総合社会福祉センター運営事業	地域福祉推進の拠点施設として、適切な施設管理運営を図り、施設の有効活用と利用促進に努めます。

—厚生部会—

1 重点課題

- (1) 高齢者及び障がい者支援の充実
- (2) 自立生活を促進する経済的支援
- (3) 共同募金運動への運営支援
- (4) 福祉関係団体支援

2 事業の概要

事業項目	実施内容
1. 居宅介護支援事業の実施	要介護等認定者に対し、在宅生活の支えとなるよう適切なマネジメントを実施し、質の高い在宅生活を送れるよう支援すると共に、事業収入の増収に努めます。
2. ガイドヘルプサービスの実施	高齢者並びに障がい者で構成する団体又は、外出に不安や困難を感じる高齢者及び障がい者の個人に対し、その行為等に支障がある場合に移動介助を提供することにより、自立と社会参加の促進を図ることを目的とし実施します。
3. ふとん乾燥サービスの実施	高齢単身者世帯又は高齢者夫婦世帯、心身障がい者世帯で、心身上の理由による布団の清潔保持が困難な方を対象に、ボランティアの協力を得ながら布団乾燥車による布団の乾燥を、安否確認も含め実施します。
4. 給食宅配サービスの実施 (受託事業)	65歳以上の高齢者単身世帯又は高齢者夫婦世帯、60歳未満の心身障がい者世帯で、適切な栄養摂取が困難な世帯又は、調理が困難な世帯に対し、食事を届けることにより自立した生活を確保することができると共に、健康状態の把握、安否確認、潜在するニーズの把握を行うなど、ボランティアの協力を得ながら実施します。
5. 障がい者福祉サービス事業の実施	「指定就労継続支援B型事業所しべちやコスモス」の通所者が、就労の機会を得て、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
6. 戦争犠牲者追悼式の開催	先の大戦で犠牲となった全ての方々に対する哀悼の意と、恒久平和の誓いを全町民で確認し合うことを目的に実行委員会方式で実施します。
7. 権利擁護事業	「標茶町安心サポートセンターまもる」において高齢や障がい等により判断能力が不十分な方に対し、年金や生活費などの財産に関することや介護保険サービス利用契約等に関することについて、町民の権利が守られるよう、各種関係機関と連携を取りながら支援を行います。
8. 子育て支援事業	生後6ヶ月から小学校6年生までの子育てをしている方を対象に、子育ての援助を受けたい方と援助を行いたい方が会員となり、相互の援助活動に関する連絡調整を行い、地域の中で安心して子育てができるよう支援を行います。

事業項目	実施内容
9. 福祉運動会の開催	高齢者や障がい者を有する方等を対象に、福祉団体の相互交流を図り、明るい地域社会を目指すことを目的に開催します。
10. 福祉関係団体への活動支援と助成	各福祉関係団体（老人クラブ連合会、遺族会、身体障害者福祉協会、難病連標茶支部、手をつなぐ育成会等）の活動や助成支援を行います
11. 「標茶町福祉金庫」及び「助け合い資金」	標茶町社会福祉協議会の財源において、町民の方々の応急的な経済的支援を行います。
12. 生活福祉資金貸付事業の協力	北海道社会福祉協議会が実施する、応急生活資金等の受付・申請・償還業務等の協力を実施し、低所得者や離職者等の自立支援を促進します。
13. 共同募金運動の協力・支援	共同募金会が実施する募金運動に対し、地域・住民の理解と協力を得られるよう運動協力を行い、申請のあった福祉関係団体へ支援を行います。
14. 歳末たすけあい運動の協力、支援	共同募金運動の一環として募金を集い、関係機関と検討を重ね、新たな年を迎えられるよう配分計画に基づいた支援を行います。
15. 青少年健全育成事業への支援	子どもの健やかな成長を目指した活動をされている団体（標茶町地域子供会連絡協議会）に対し財政的な支援を行います。

—地域改善ボランティア部会—

1 重点課題

- (1) ボランティアセンター事業の充実
- (2) 標茶町愛情銀行の充実
- (3) 交流サロン事業の充実

2 事業の概要

事業項目	実施内容
1. 心配ごと相談所の推進	町民が抱える様々な心配ごとに対して、相談員等に対し気軽な相談を実施し、相談者の解決の糸口を目指します。
2. 交通安全推進事業への支援	新入学児童の通学中の安全が確保される一助として、「防犯ブザー」を贈ります。

事業項目	実施内容
3. 新生活運動申し合わせ事項の推進	新生活運動申し合わせ事項に基づき、ムダ、ムリをできるだけ無くし、簡素なものにして頂くための実践を推進します。
4. ボランティアセンターの運営とボランティア活動の推進	<p>ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティアセンターの運営とボランティア町づくり事業を実施します。</p> <p>①ボランティア登録の推進 ②ボランティア活動の連絡調整 ③ボランティア保険の加入助成 ④ボランティア育成・研修事業の実施 ⑤ボランティア団体への支援 ⑥ボランティアセンター情報誌の発行</p> <p>又、ボランティア名簿の整理、ボランティア団体の活動状況の把握等を行います。</p>
5. 標茶町愛情銀行の運営	<p>①物品の預託、払出業務の実施、物品等の管理 ②金銭出納帳・物品出納帳の管理</p>
6. 交流サロン事業	<p>本会では、「ほ〜っとサロン」と称し年1回、給食宅配サービス及びふとん乾燥サービスの利用者と両事業に携わるボランティアを対象に、総合社会福祉センターにおいて、ボランティア協力を得ながら会食を交えた交流事業を開催します。</p> <p>又、その他のサロン事業の必要性についても引き続き検討して行きます。</p>